

地域協働課	(1)・(2) 略	略	
	(3) <u>公民館運営審議会</u> <u>の開催</u>	部長	
	(4)～(7) 略	略	
	(8) <u>地区市民センター</u> <u>及び公民館等の管理運</u> <u>営</u>	課長	
	(9)・(10) 略	略	
	(11) <u>公民館等（単独公</u> <u>民館（地区市民センタ</u> <u>ーを併設しない公民館</u> <u>をいう。次号において</u> <u>同じ。）及びふれあい</u> <u>センターに限る。）の</u> <u>使用許可及び使用料の</u> <u>減免</u>	課長	
	(12) <u>公民館等（単独公</u> <u>民館及びふれあいセン</u> <u>ターを除く。）の使用</u> <u>許可及び使用料の減免</u>	出先 機関 の長	
	(13) <u>地区市民センター</u> <u>に関する事務の処理</u>	出先 機関 の長	
(14)～(16) 略	略		
略	略	略	
文化振	(1)・(2) 略	略	
	(3) <u>生涯学習事業の企</u> <u>画運営</u>	課長	

地域協働課	(1)・(2) 略	略	
	(3)～(6) 略	略	
	(7) <u>地区市民センター</u> <u>の維持管理</u>	課長	
	(8) <u>施設使用料の減免</u>	課長	
	(9)・(10) 略	略	
	(11) <u>地区市民センター</u> <u>に関する事務の処理</u>	課長	
	(12)～(14) 略	略	
	略	略	略
文化振	(1)・(2) 略	略	

興 課	(4) 略	略	
	(5)・(6) 略	略	
文 化 財 課	(1) <u>文化財の指定及び解除に関する事</u>	副市 長	
	(2) <u>鈴鹿市文化財保護審議会</u> の開催	部長	
	(3) <u>文化財の調査、保護及び活用に関する事務</u>	課長	
	(4) <u>郷土資料の管理及び利用</u>	課長	
	(5) <u>郷土資料及び博物館資料の寄贈寄託</u>	課長	
	(6) <u>考古博物館の企画運営</u>	出先 機関 の長	
	(7) <u>考古博物館の観覧料及び使用料の免除の決定</u>	出先 機関 の長	
ス ポ ー ツ	(1) <u>スポーツ推進審議会</u> の開催	部長	
	(2)・(3) 略	略	

興 課	(3) 略	略	
	(4) <u>文化及び生涯学習情報の収集、提供及び相談</u>	課長	
	(5) <u>成人式の企画及び運営</u>	課長	
	(6)・(7) 略	略	
ス ポ ー ツ	(1) <u>スポーツ推進審議会</u> の開催	課長	
	(2)・(3) 略	略	

課			
図 書 館	(1) 図書館協議会の運 営	部長	
	(2) 特別整理期間日の 決定	部長	
	(3) 図書館事業の企画 運営	課長	
	(4) 閲覧等の館内利用 に関する事務	課長	
	(5) 配本・貸出し等の 館外利用に関する事務	課長	
	(6) 図書の寄贈寄託	課長	
	(7) 図書館施設の使用 等に関する事務	課長	
	(8) 図書館資料の収集 及び除籍に関する事務	課長	
略	略	略	
こ ど も 政 策 課	略	略	
こ ど も 育 成 課	略	略	

課			
略	略	略	
子 ど も 政 策 課	略	略	
子 ど も 育 成 課	略	略	

こ ど も 家 庭 支 援 課	略	略	
こ	(1)～(3) 略	略	
ど も 保 健 課	(4) 児童福祉法に基づ く乳児家庭全戸訪問に 関する事務	課長	
	(5) <u>母子保健法（昭和 40年法律第141号）に 基づく健康診査、訪問 指導及び保健指導に関 する事務</u>	課長	
	(6) 略	略	
略	略	略	
保 険 年 金 課	(1)～(13) 略	略	略
	(14) <u>保健事業の企画及 び実施</u>	課長	
略	略	略	

子 ど も 家 庭 支 援 課	略	略	
子	(1)～(3) 略	略	
ど も 保 健 課	(4) 児童福祉法に基づ く乳児家庭全戸訪問、 <u>健康診査、訪問指導及 び保健指導に関する事 務</u>	課長	
	(5) 略	略	
略	略	略	
保 険 年 金 課	(1)～(13) 略	略	略
略	略	略	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。